



議第1246号

横浜国際港都建設計画
生産緑地地区の変更

■生産緑地地区とは

生産緑地地区

⇒生産緑地法に基づき定める地域地区

生産緑地地区の目的

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定める

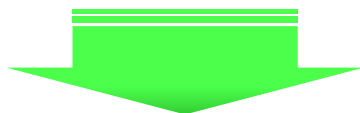
【都市計画運用指針(平成30年9月)】

生産緑地地区の位置付け

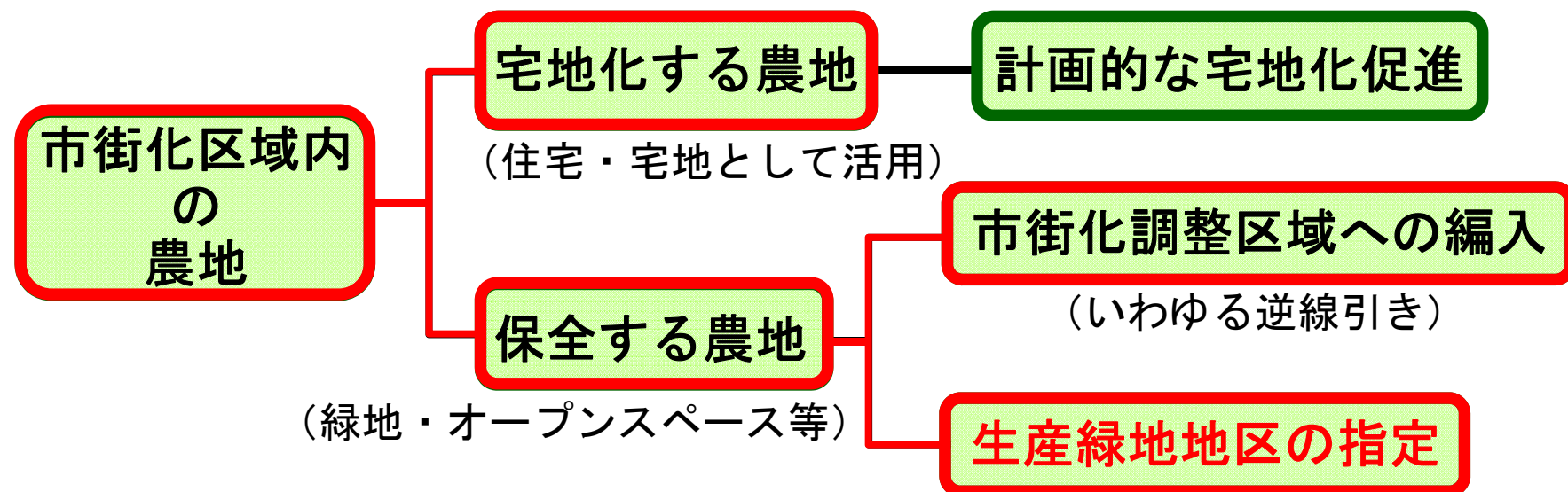
生産緑地法

【平成3年改正の経緯】

- ・大都市地域を中心とした住宅・宅地供給のひっ迫等



- ・市街化区域内の農地の積極的活用による住宅・宅地供給の促進
- ・宅地化する農地と保全する農地の明確な区分
- ・区分に応じた適切な都市計画上の措置
- ・農林漁業と調和した良好な都市環境の保全



■生産緑地地区の位置付け

平成28年5月13日

都市農業振興基本法に基づき、
都市農業の振興に関する施策の総合的かつ
計画的な推進を図るための基本的な計画

「都市農業振興基本計画」閣議決定

都市農地の位置付け

「宅地化すべき農地」から、
「都市にあるべき農地」へと大きく転換し、
計画的に農地を保全する

■生産緑地法による指定条件

【生産緑地法第3条】

市街化区域内にある農地等のうち

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ② 500m²以上の規模
※横浜市は条例により、300m²まで引下げ
- ③ 農林漁業の継続が可能な条件を備えているもの



都市計画に定めることができる

■生産緑地法による指定条件

生産緑地法の改正（平成29年6月15日施行）

＜生産緑地地区の面積要件の最低限度＞

これまで法により一律500m²

法改正

条例で300m²まで引下げ可能に

＜横浜市の対応＞

面積要件の最低限度を300m²に引き下げる
条例を制定（平成29年12月25日）

■生産緑地地区 横浜市における指定要領等

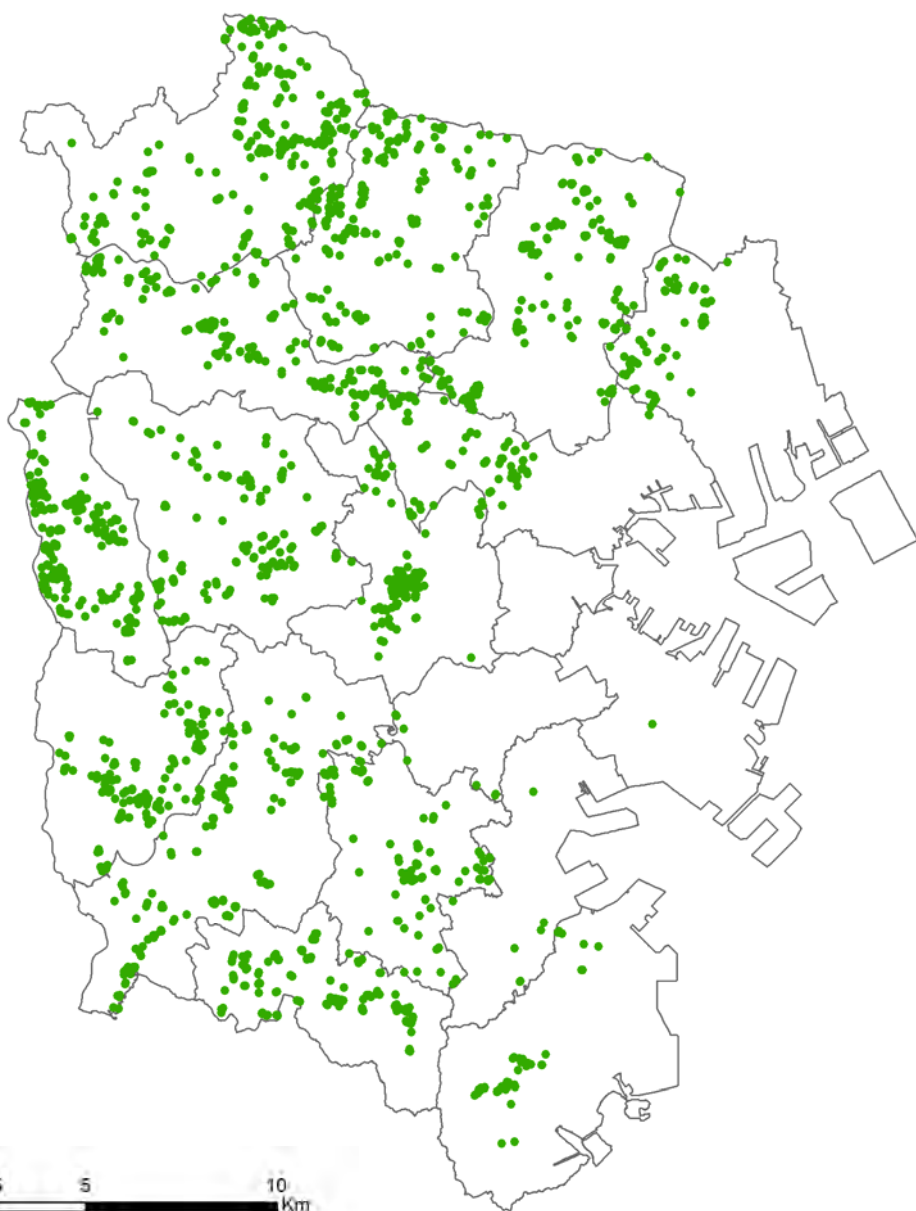
【横浜市生産緑地地区指定要領等】

- ・ 土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったもの
- ・ 市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なもの
- ・ 既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化、既に指定された生産緑地地区の整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの
- ・ 街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの
- ・ 第7回線引き（区域区分）全市見直しに伴い市街化農地等となるもの

等

 いずれかに該当するものを生産緑地地区に指定できる

生産緑地地区の指定状況（位置図）



平成29年12月
1,658箇所
約288.9ha

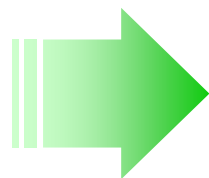
■生産緑地地区 上位計画における位置付け

■横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）

農地の保全・活用を図る施策を推進

○市街地に残る農地について

魅力的な住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを図ることのできる都市部の貴重なオープンスペース



生産緑地地区の指定等

■生産緑地地区の変更内容

今回の生産緑地地区
の変更内容

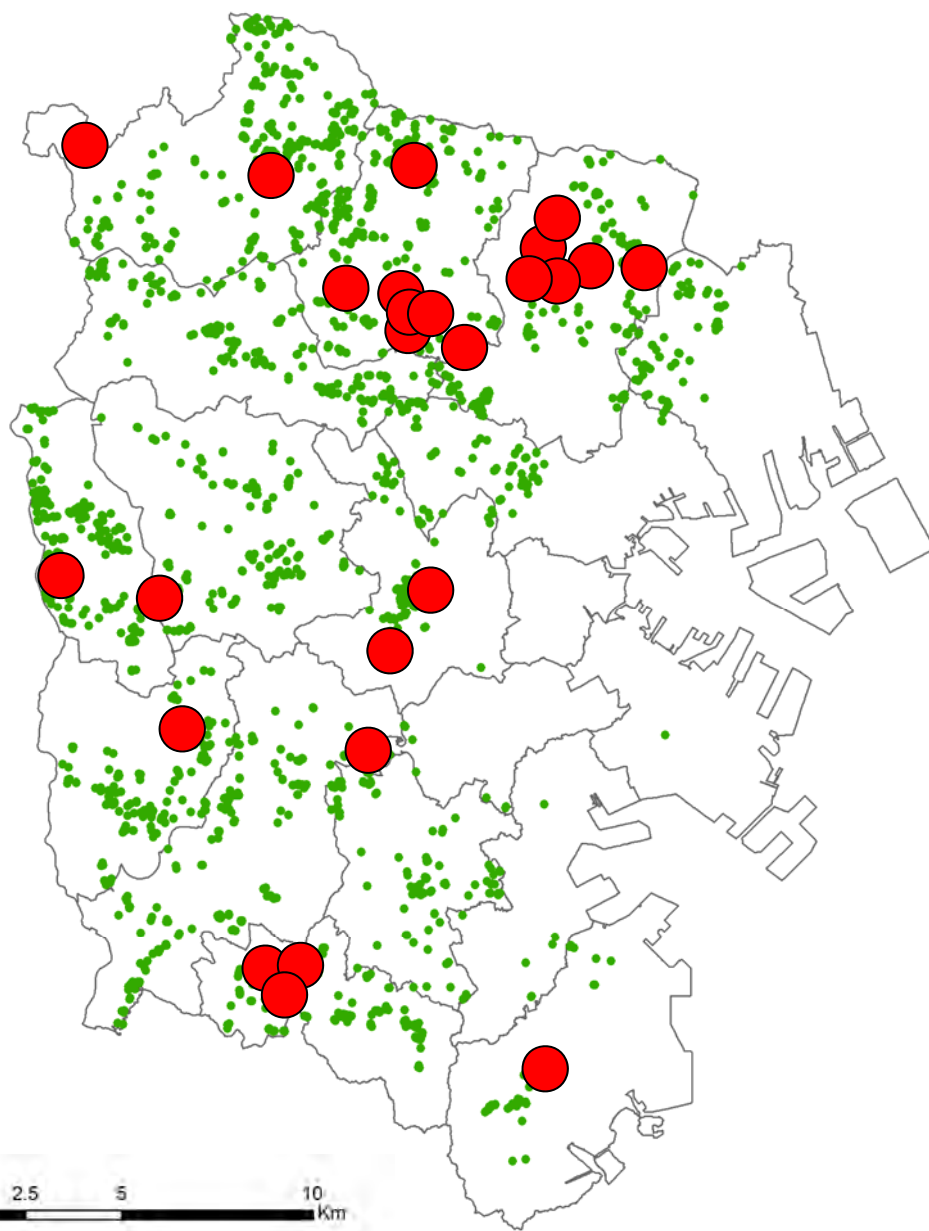
■生産緑地地区の変更内容

「追加・拡大」

「廃止・縮小」

「位置、区域及び面積の変更」

生産緑地地区の追加・拡大（位置図）



25箇所
約2.2ha

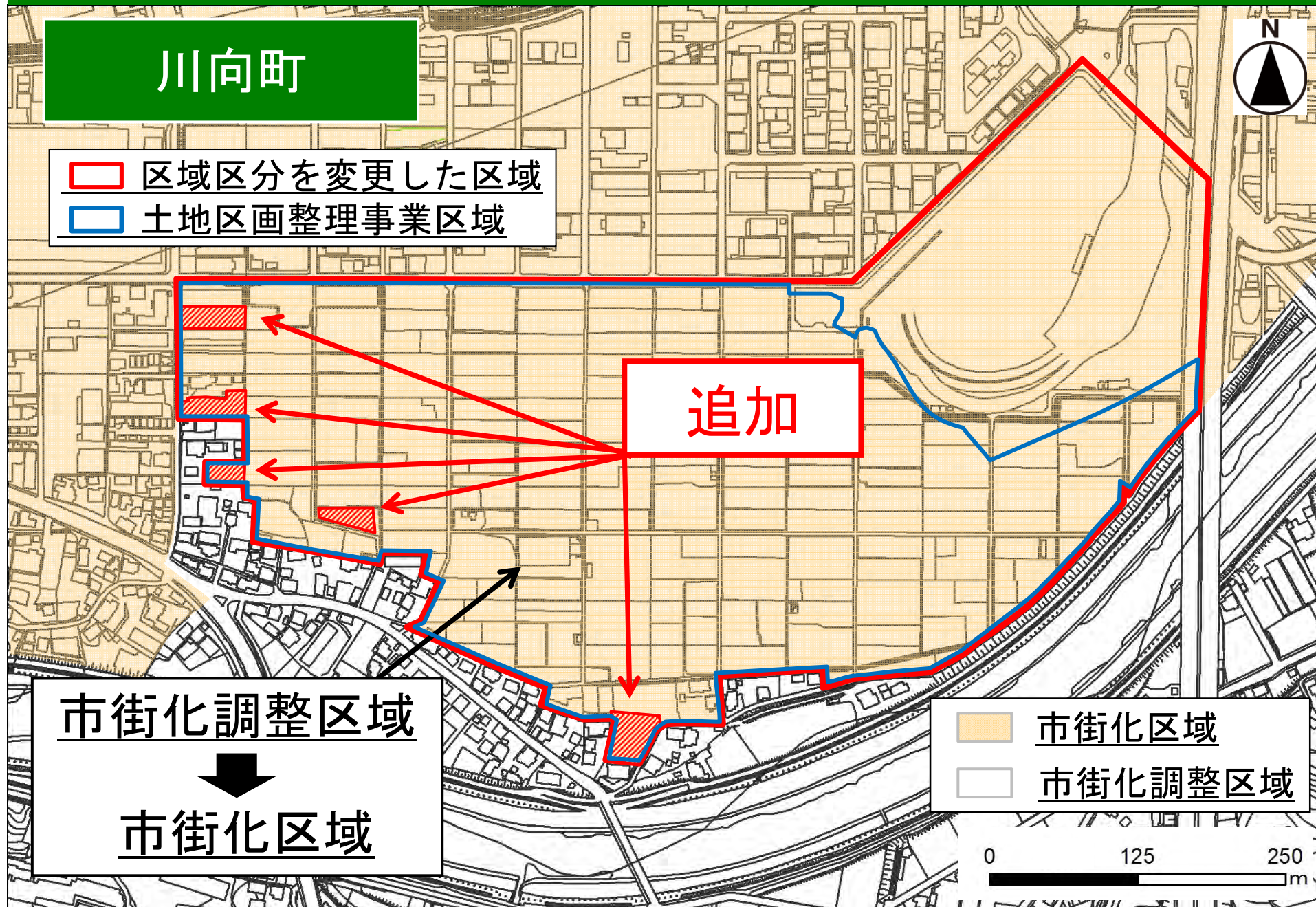
■生産緑地地区の追加・拡大

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったもの	5	0.5
②	市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なもの	4	0.2
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	8	0.8
④	街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの	2	0.1
⑤	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	6	0.6
合 計		25	2.2

■生産緑地地区の追加・拡大

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったもの	5	0.5
②	市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なもの	4	0.2
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	8	0.8
④	街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの	2	0.1
⑤	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	6	0.6
合 計		25	2.2

生産緑地地区の追加・拡大（都筑区）



生産緑地地区の追加（都筑区）

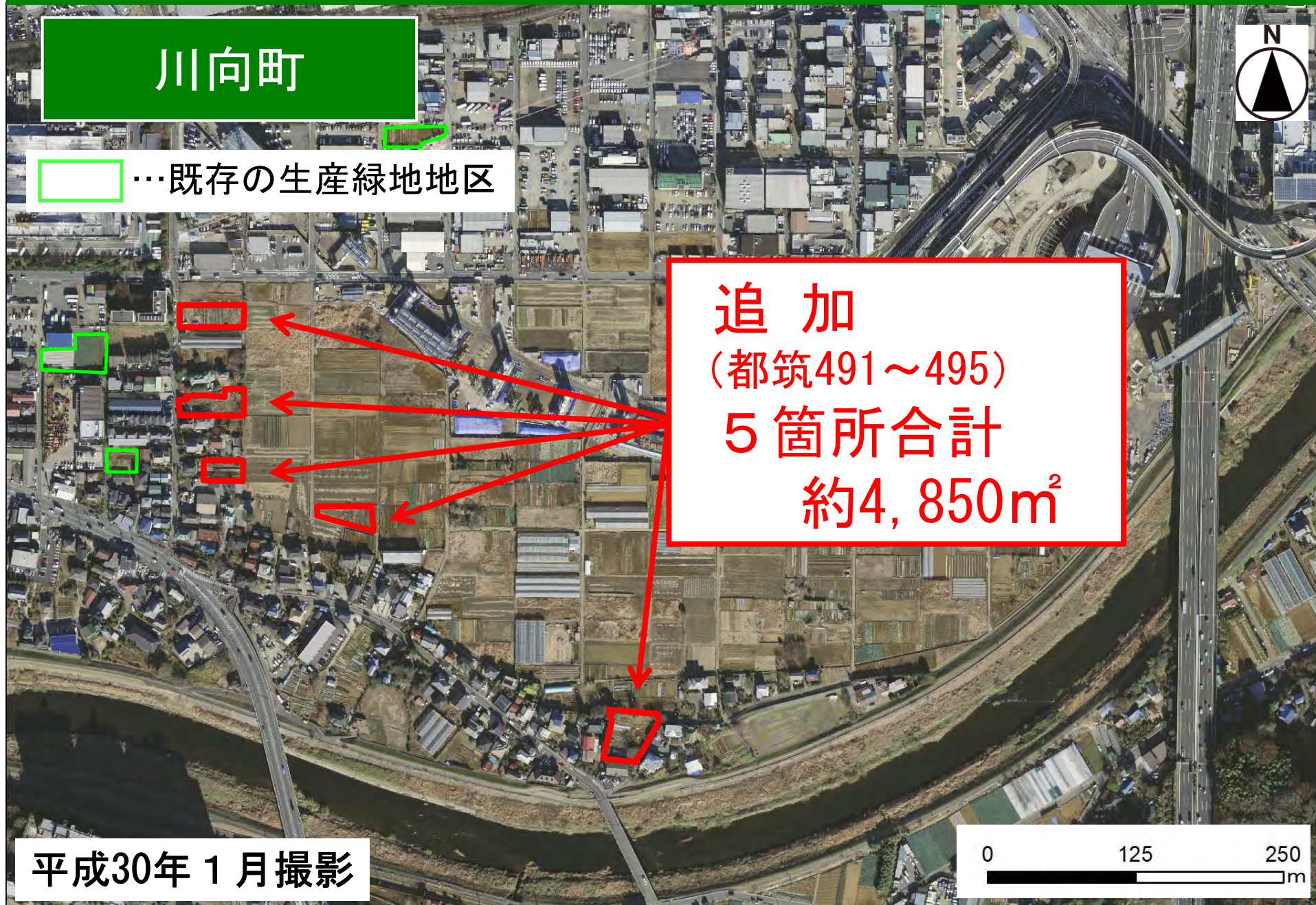
川向町

…既存の生産緑地地区

追加
(都筑491~495)
5箇所合計
約4,850m²

平成30年1月撮影

0 125 250
m



■生産緑地地区の追加・拡大

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったもの	5	0.5
②	市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なもの	4	0.2
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	8	0.8
④	街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの	2	0.1
⑤	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	6	0.6
合 計		25	2.2

生産緑地地区の追加（栄区）

飯島町



…既存の生産緑地地区



追加（栄109）
約350m²

…飯島市民の森

0 25 50
m

平成30年 1 月撮影

■生産緑地地区の追加・拡大

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったもの	5	0.5
②	市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なもの	4	0.2
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	8	0.8
④	街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの	2	0.1
⑤	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	6	0.6
合 計		25	2.2

生産緑地地区の拡大（青葉区）

みすずが丘

…既存の生産緑地地区



既指定地区

(青葉465)

約2,420m²

拡大

約1,190m²

変更後

約3,610m²

平成30年1月撮影

0 25 50 m



■生産緑地地区の追加・拡大

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったもの	5	0.5
②	市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なもの	4	0.2
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	8	0.8
④	街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの	2	0.1
⑤	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	6	0.6
合 計		25	2.2

生産緑地地区の追加（港北区）

樽町三丁目

追加（港北274）
約540m²



平成30年 1 月撮影



■生産緑地地区の追加（港北区）

樽町三丁目



樽町札之下公園 173m²

半径250m

既存の生産緑地地区及び
街区公園両者合わせて2,500m²
に満たない場合に指定

平成30年 1 月撮影

0 90 180
m

■生産緑地地区の追加・拡大

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったもの	5	0.5
②	市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なもの	4	0.2
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	8	0.8
④	街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの	2	0.1
⑤	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	6	0.6
合 計		25	2.2

生産緑地地区の追加（港北区）

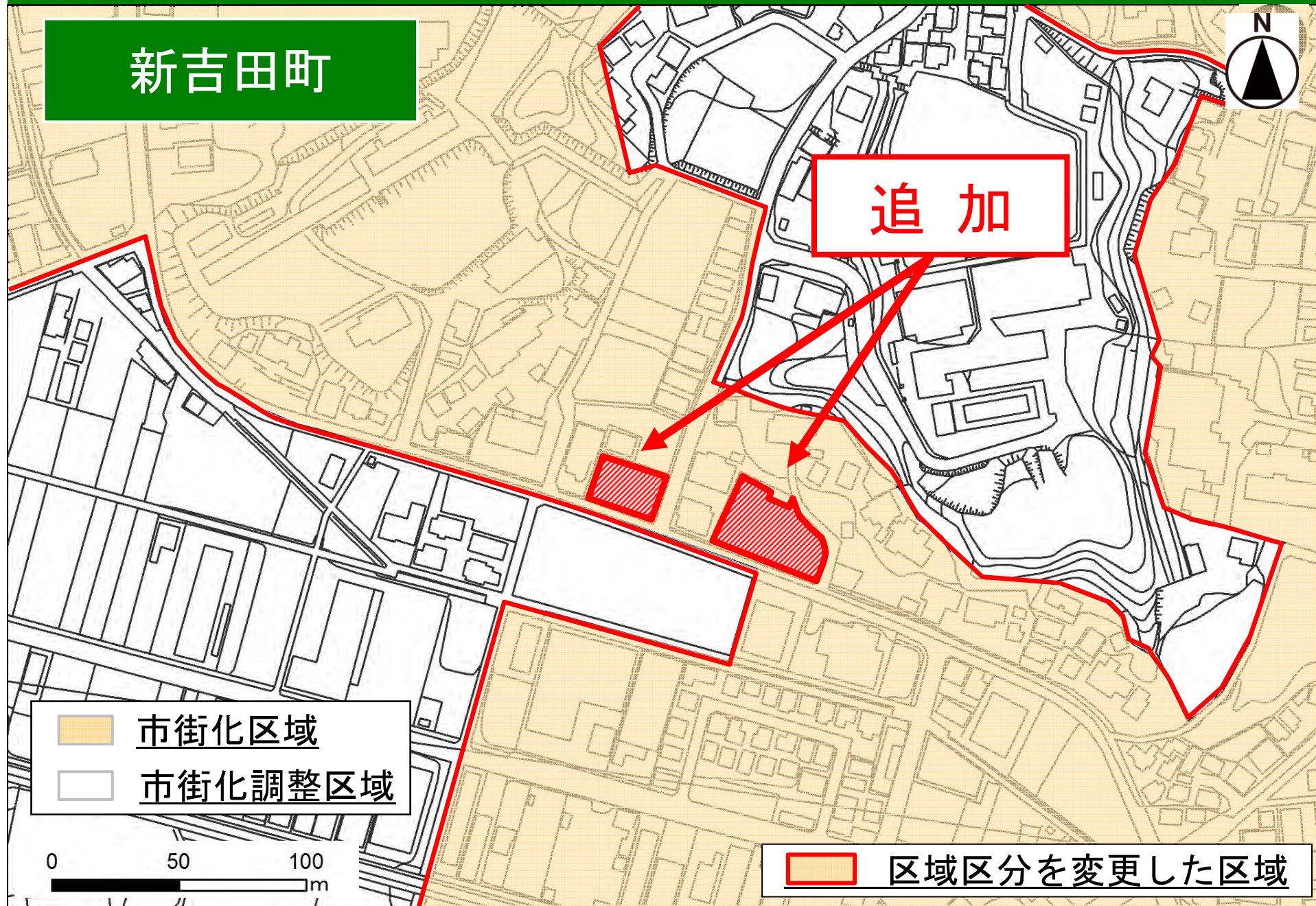
新吉田町

追加

市街化区域
市街化調整区域

0 50 100
m

区域区分を変更した区域



生産緑地地区の追加（港北区）

新吉田町



追加（港北270）
約1,220m²

追加（港北271）
約340m²

平成30年1月撮影



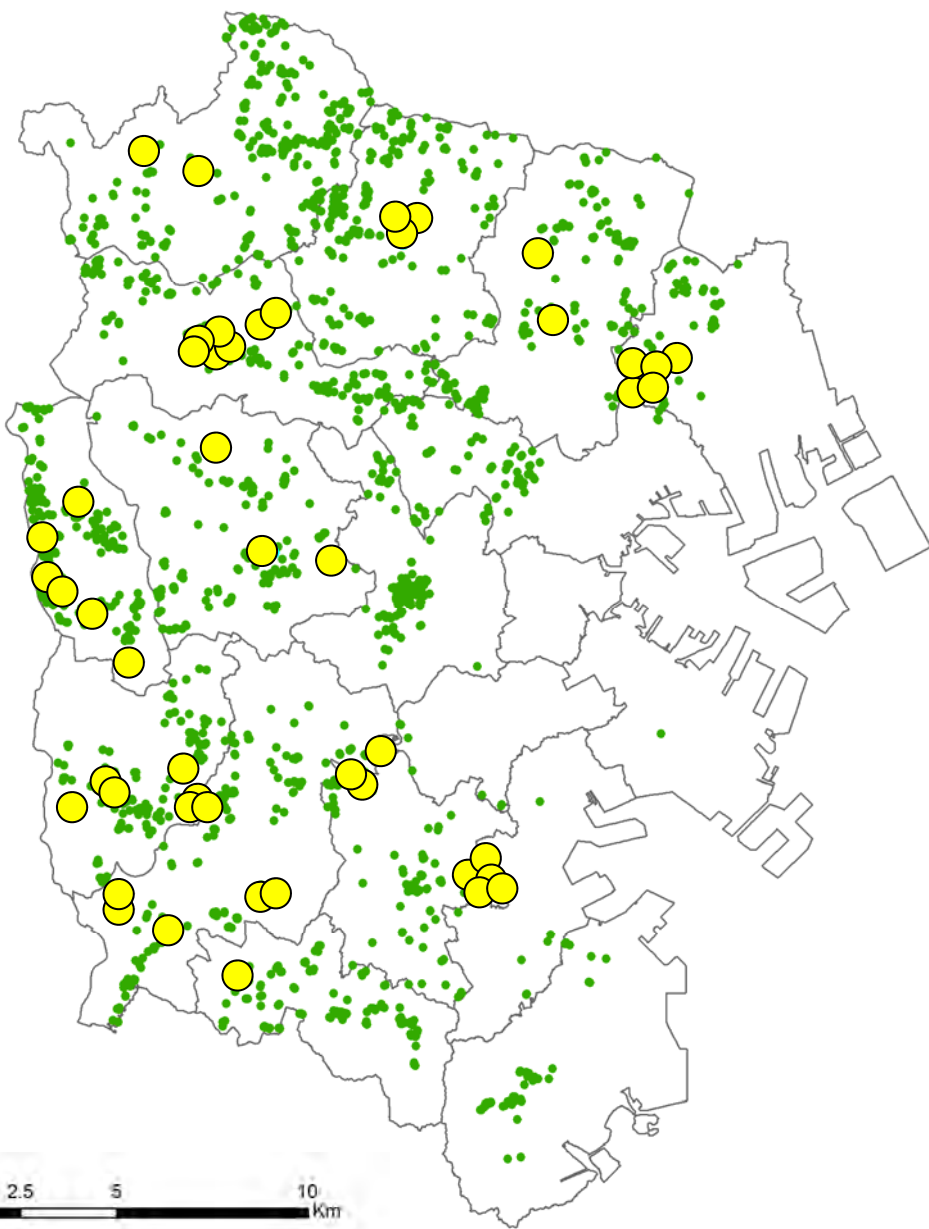
■生産緑地地区の変更内容

「追加・拡大」

「廃止・縮小」

「位置、区域及び面積の変更」

生産緑地地区の廃止・縮小（位置図）



49箇所
約6.2ha

0 2.5 5 10 Km

■生産緑地地区の廃止・縮小

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の減 (約 ha)
①	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	49	△6.2
②	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	1	△0 (約50m ² 減)
合 計		49※	△6.2

※重複あり

■生産緑地地区の廃止・縮小

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の減 (約 ha)
①	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	49	△6.2
②	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	1	△0 (約50m ² 減)
合 計		49※	△6.2

※重複あり

■生産緑地地区の廃止（泉区）

白百合三丁目



□ …既存の生産緑地地区

既指定地区
(泉98)
約760m²

主たる従事者の死亡

平成30年1月撮影

0 25 50
m

■生産緑地地区の廃止・縮小

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の減 (約 ha)
①	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	49	△6.2
②	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	1	△0 (約50m ² 減)
合 計		49※	△6.2

※重複あり